第１編　総論

「憲法」という今までの法令とは，“少し違った”ものを見ていきます。

学生　「何が今までの法令と少し違うんですか？」

憲法は，他の法令の上位に位置するものです（憲法 98 条 1 項）。

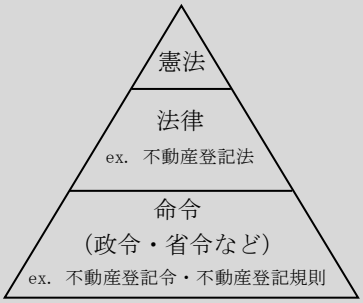

民法や刑法が基本的に自然人・法人などを規制する法律であるのに対して，憲法は法律を制定し（国会），執行し（内閣），判断する（裁判所）国家を規制するものです。つまり，憲法は，原則として“国民ではなく国家が守るべきもの”です。憲法 99 条にも「天皇又は摂政及び国務大臣，国会議員，裁判官その他の公務員は，この憲法を尊重し擁護する義務を負ふ」と規定されています。よって，たとえば，国会議員全員が同意したとしても，「国会議員の批判をした者は，死刑」という法律は作れません（表現の自由〔憲法 21 条 1 項〕に反します）。

学生　「憲法は，国家が守るものなんですね。そのために，憲法はどのようなことを規定しているんですか？」

憲法のほとんどが，国民の「人権」を守るために規定されています。よく「人権」（憲法 10 条～40 条）と「統治」（憲法 41 条～95 条）と分けて説明されますが，「統治」の規定は「人権」を守るためにあります。「統治」には，国会，内閣，裁判所などが守るべきことが規定されていますが，それも，ひいては「人権」のためなのです。よって，この 2 つを完全に分けて考えることはしないで下さい。

政令：内閣が制定する命令

省令：各省の大臣が主任の行政事務について発する命令

1 総説

1. 国家と憲法

国家：一定の限定された地域（領土）を基礎として，その地域に定住する人間（国民）が，強制力をもつ統治権（主権）の下に法的に組織されるようになった社会のこと

憲法：国家という統治団体の存在を基礎づける基本法

2. 「主権」とは？

主権は，以下の異なる意味で使われる。

①統治権（国家権力そのもの）

ex1. 「国会は，国権の最高機関であつて，国の唯一の立法機関である」（憲法41条）

ex2. 「日本国ノ主権ハ本州，北海道，九州及四国並ニ吾等ノ決定スル諸小島ニ局限セラルベシ」（ポツダム宣言8項）

②最高独立性

ex. 「自国の主権を維持し，他国と対等関係に立たう」（憲法前文）

③最高決定権

ex1. 「ここに主権が国民に存することを宣言し」（憲法前文）

ex2. 「天皇は，日本国の象徴であり日本国民統合の象徴であつて，この地位は，主権の存する日本国民の総意に基く」（憲法1条）

2 最高法規性

憲法９８条

1 この憲法は，国の最高法規であつて，その条規に反する法律，命令，詔勅及び国務に関するその他の行為の全部又は一部は，その効力を有しない。

憲法98条1項は，憲法が国法秩序において最上位にあることを定める。

3 憲法の分類

1. 内容による分類

(1) 形式的意味の憲法

憲法という名前がついている法。内容を問わない。

ex. 日本国憲法

(2) 実質的意味の憲法

法形式にかかわらず，ある特定の内容を有する法。

(a) 固有の意味の憲法

国家の統治の基本を定めた法。

ex. 日本国憲法

(b) 立憲的意味の憲法

固有の意味の憲法のうち，自由主義に基づき定められた法。

ex. 日本国憲法

2. 形式による分類

(1) 成文憲法

憲法典の条文の形式による憲法。

ex. 日本国憲法

(2) 不文憲法

憲法典の条文の形式によらない憲法。

ex. イギリス（イギリスは，権利章典，国会法等が憲法を構成している）

3. 改正のしやすさによる分類

(1) 硬性憲法

憲法改正に特別の手続を要する（立法手続より厳しい）憲法。

ex. 日本国憲法（憲法96条）

(2) 軟性憲法

通常の立法手続と同じ要件で改正できる憲法。

ex. イギリス

4 法治主義と法の支配

【「法治主義」と「法の支配」とは？】

国家の権力行使の根拠となる「法」について，以下の 2 つの対立する考え方があります。

①法治主義

法治主義とは，内容は何であっても（人権を侵害するものであっても），「法」があり，それに従って国家が行動すればよいという考え方です。

戦前のドイツの考え方です。

②法の支配

法の支配とは，「法」の内容が何であってもよいわけではなく（たとえば，人権を侵害するような「法」は許されません），内容が合理的である必要があるとする考え方です。つまり，「法」に意味を認め，国家の専断的な支配から国民を守ろうとする考え方です。

アメリカやイギリスで発展した基本原理であり，現代国家の基本的な考え方です。今の日本もこちらに該当します。

立憲主義の憲法

法の支配の基本原理に基づく憲法を「立憲主義の憲法」といいます。立憲主義の憲法とは，国民の権利・自由を確保するために国家権力を制限し（人権保障），権力の分立がはかられている（権力分立）憲法であるということです。

第２編　基本的人権

それでは，憲法が守ろうとしている「人権」を見ていきましょう。

学生　「小学校や中学校では，『①国民主権，②基本的人権の尊重，③平和主義』が憲法の三大原理だと教えられましたが。」

①国民主権（憲法前文，1 条など）や③平和主義（憲法 9 条）も，たしかに出てきますが，憲法がおもに条数を割いているのは②の基本的人権の尊重ですし，試験のメインも人権です。

学生　「そうなんですか。それで，『人権』って何なんですか？」

「人権」は，「人間であれば誰もが当然に有する，侵してはならない権利」です。つまり，家柄が良いとか，男か女かなどということに関係なく，誰でも国家から侵されない権利を持っているのです。

学生　「まだピンとこないんですが…。」

では，具体的に人権を見てみましょう。たとえば，あなたが現在の政府の政策を批判する書籍を出版したいと思ったとします。このとき，現在の政府が出版前にこれをチェックして内容に問題があれば出版を禁止するということは許されません。この「出版の自由」は，憲法 21 条で保障されています。ここで考えて頂きたいのですが，実はこの保障の裏には「歴史」があります。この例に関して申し上げると，戦前は政府の政策を批判する書籍などを自由に出版できませんでした。たとえば，「天皇機関説事件」（1935 年）というものがあります。美濃部達吉（みのべたつきち）という学者が，当時の天皇の位置づけを揺るがす（と思われる）ような考えを示したため，美濃部達吉の著書である『憲法撮要』などが出版禁止になりました。このような反省から，現在は「出版の自由」が保障されています。憲法の背景には“歴史”があり，憲法には，その国が歩んできた道が表れるということは意識しておいてください。

第１章　総論

第１節　基本的人権の原理

1　人権の分類

人権は，大きく分けて以下の3つに分類することができる。

※複数の性質を有する人権もある。

ex. 知る権利（憲法21条），生存権（憲法25条），教育を受ける権利（憲法26条），労働基本権（憲法28条）

自由権	国家が個人の領域に対して権力的に介入することを排除して，個人の自由な意思決定と活動とを保障する人権。 「国家からの自由」とも言われる。	①精神的自由権 ex. 思想良心の自由，表現の自由 ②経済的自由権 ex. 職業選択の自由 ③人身の自由 ex. 奴隷的拘束からの自由
参政権	国民の国政に参加する人権。 「国家への自由」とも言われる。	ex. 選挙権，被選挙権，憲法改正国民投票，最高裁判所裁判官の国民審査，公務就任権
社会権	資本主義の高度化に伴って生じた失業・貧困・労働条件の悪化等の弊害から，社会的経済的弱者を守るために保障される人権。 社会権は，「自由」を享受する前提として，国家に富の再配分を求める権利である。 「国家による自由」とも言われる。	ex. 生存権，教育を受ける権利，労働基本権

2　人権享有主体性

1.　人権享有主体としての国民

日本国憲法第3章（人権を列挙した章。「人権カタログ」等と言われることもある）の表題は「国民の」，憲法11条は「国民は」，憲法12条は「国民に」と規定しており，憲法は国民が基本的人権の享有主体であることを明文で示している。よって，日本国民が人権の享有主体であることは明らかであるが，以下の者が人権の享有主体であるか問題となる。

享有：生まれながらに持っていること

2. 外国人

(1) 外国人の人権享有主体性の有無

憲法第3章の表題が「国民の」となっている以上，日本国籍を有しない外国人は，人権享有主体性を有しないのではないかが問題となる。

判例・通説は，外国人も人権享有主体性を有するとする（最大判昭53.10.4 ㋮ マクリーン事件)。外国人にも，一定の範囲内で人権保障が及ぶ。なぜなら，憲法は，前国家的な（国家ができる前からの）人間の権利を保障するという自然権思想に基づいて（生来の権利として）人権規定を設けているからである（憲法11条，97条)。

ただし，日本国民と同様にすべての人権保障が及ぶわけではない。そこで，どこまで人権保障が及ぶかが問題となる。

(2) 外国人の人権の及ぶ範囲

性質説 （最大判昭53.10.4㋮マクリーン事件・通説）	文言説
憲法第3章の諸規定による基本的人権の保障は，権利の性質上日本国民のみをその対象としていると解されるものを除き，わが国に在留する外国人に対しても等しく及ぶ。 （理由） 自然権思想に立脚して，厚く人権を保障し，国際協調主義（憲法98条2項）をうたう現行憲法の精神に合致するからである。	憲法の規定の文言に注目する。 「何人も」と定めるもの →外国人にも適用 「国民は」と謳うもの →日本国民のみに適用 （批判） ①憲法制定者が，上記の様な趣旨で文言を区別して定めていたか，疑わしい。 ②この説では，外国人に適用される人権の範囲を不当に狭めることになる。 ③憲法22条2項は，「何人も」と規定しているが，国籍離脱の自由の保障は，もともと日本国民のみを対象としている。

(3) 具体的な保障の範囲

上記(2)のように性質説に立った場合，外国人は個々の人権規定のうち，いかなる人権を享有することができるのかが問題となる。

(a) 出入国の自由

（設例）

外国人について，その在留期間中に政治活動をしたことを考慮して，在留期間の更新を拒絶する法務大臣の処分は憲法に違反しないか？

憲法２２条

１　何人も，公共の福祉に反しない限り，居住，移転及び職業選択の自由を有する。

２　何人も，外国に移住し，又は国籍を離脱する自由を侵されない。

	保障の有無	理由
入国の自由	憲法22条は，外国人の入国の自由を保障していない。	外国人の入国の自由を認めるか否かは，国際慣習法上，各国の自由裁量に委ねられている。
在留の権利	外国人に在留の権利が認められているとはいえない。よって，在留期間中に政治活動をしたことを考慮して，在留期間の更新を拒絶しても憲法に違反しない（最大判昭53.10.4 ㋮ マクリーン事件・通説）。	在留は入国の継続といえ，入国の自由がない以上，在留の権利も認められない。
出国の自由	憲法22条2項の「外国に移住」する自由によって保障される（最大判昭32.12.25・通説）。	権利の性質上，外国人に限って保障しないという理由はない。
再入国の自由	入国の自由が認められない以上，再入国の自由も認められないのが原則である。 定住外国人についても，新規入国と同じく，憲法22条の保障を受けず，法務大臣の自由裁量に委ねられる（最判平4.11.16 ㋮ 森川キャサリーン事件）。	再入国の自由も出入国の自由と同様，憲法22条の問題ではなく，国際慣行ないし国際慣習法上の問題にすぎない。

【結局自由なのは？】

外国人に自由が認められているのは，日本を出ること（出国の自由）のみです。

(b) 精神的自由（ex. 信教の自由）

外国人にも，原則として，当然に保障が及ぶ。

(c) 参政権

（設例）

日本に在住する外国人に地方選挙における選挙権を認めることは，憲法に違反しないか？

	保障の有無	理由
国政選挙の選挙権 被選挙権	外国人に参政権の保障は及ばない（最判平5.2.26・通説）。法律で参政権を与えることも禁止される。	国民主権原理からして，国民が国政に対して直接・間接に参加する権利たる参政権は権利の性質上，日本国民のみをその保障の対象とする。
地方選挙の選挙権 被選挙権	憲法上保障された権利ではない。よって，外国人に選挙権を認めていない立法も問題ない。しかし，立法によって，地域共同体の構成員として生活している定住外国人にも地域共同体の「住民」の一員として選挙権を付与することを憲法は許容している（最判平7.2.28 ㊙（※））。 ※永住資格を有する在日韓国人が，選挙人名簿に登録するよう申し出たが，これが却下されたため，却下決定の取消しを求めて訴えを提起した事件である。	外交，国防等を担当する国政と住民の日常生活に密接な関連を有する公共的事務を担当する地方公共団体の政治・行政とでは，国民主権原理との関わりの程度に差異がある。よって，地方選挙の選挙権・被選挙権については，規制が緩和される。
公務就任権	保障されない（最大判平17.1.26㊙（※））。 ※韓国籍の在日2世の保健婦（保健師）が，外国籍を理由として管理職選考試験を受験できなかったため，受験資格の確認と慰謝料の支払を求めて訴えを提起訴した事件である。	公権力行使等地方公務員については，その職務の遂行が，住民の生活に直接間接に重大なかかわりを有するものであり，国民主権の原理により，原則として，日本国籍を有する者が就任することを想定している。

(d) 社会権

外国人に生存権の保障は及ばない（最判平元.3.2 ㊁塩見訴訟）。

在留外国人に対する社会保障上の施策については，特別の条約のない限り，政治的判断により決定することができるのであり，限られた財源の下で自国民を在留外国人より優先的に扱うことも許されるからである。

(4) 保障の程度

(a) 政治活動の自由

政治活動の自由は，外国人にも日本国民と同程度に保障されるか。政治活動の自由が参政権的意義を有することから問題となる。

判例は，政治活動の自由についても，わが国の政治的意思決定又はその実施に影響を及ぼす活動等外国人の地位にかんがみこれを認めることが相当でないと解されるものを除き，その保障が及ぶとした（最大判昭53.10.4 ㊁マクリーン事件）。

(b) 経済的自由

日本国民と異なる特別の制約がある

ex1. 職業選択の自由についての制限（公証人になる資格を有しない（公証人法12条1項）等）

ex2. 財産権についての土地取得の制限

（理由）

経済的自由については，立法府の裁量権が認められる。

3. 法人

（設例）

法人たる株式会社は，憲法上自然人と同様に，政治的活動をする自由を享受するか？

(1) 人権享有主体性

憲法第3章に定める国民の権利及び義務の各条項は，性質上可能なかぎり，内国の法人にも適用されるものと解すべきである（最大判昭45.6.24 ㊁八幡製鉄事件）。

(2) 享有することができる人権の範囲

自然人としか結合し得ない人権（選挙権，生存権，人身の自由等）は享有することができない。

(3) 保障の限界

通説は，自然人と異なる特別の規制に服すると解する。

巨大な社会的・経済的実力を有する法人の人権行使によって，一般の市民又は構成員である自然人の人権が不当に抑圧されるおそれがあるからである。

(a) 法人と法人の外にある個人との関係

特に巨大な団体との関連で，その巨大な社会的権力に対応して，経済的自由権や政治活動の自由について，自然人と異なる規制を受けることがあり得る。

判例＜最大判昭45. 6. 24 ㊁（八幡製鉄事件）＞

・事案

八幡製鉄（現新日鉄住金）の代表取締役であったＹらは，同会社を代表して，自民党に政治資金を寄附した。これに対して，同社株主Ｘは，株式会社の政治資金の寄附は，自然人である国民にのみ参政権を認めた憲法に反して民法90条に違反する行為であるとして，Ｙらに対して，政治資金額とその遅延損害金を会社へ支払うよう株主代表訴訟を提起した。

・判旨

「会社は，自然人たる国民と同様，国や政党の特定の政策を支持，推進しまたは反対するなどの政治的行為をなす自由を有するのである。政治資金の寄附もまさにその自由の一環であり，会社によつてそれがなされた場合，政治の動向に影響を与えることがあつたとしても，これを自然人たる国民による寄附と別異に扱うべき憲法上の要請があるものではない」とし，法人に対する特別の制約は認めなかった。株式会社は，任意加入の団体だからである。

(b) 法人と法人の内にある個人（メンバー）との関係

特に，法人の表現の自由と，そのメンバーの表現の自由や思想・信条の自由とを調整しなければならない。

判例＜最判平8. 3. 19 ㊁（南九州税理士会事件）＞

・事案

強制加入の公益法人である南九州税理士会が，税理士法改正運動のための政治献金目的で特別会費徴収決議をした。これに反対する税理士Ｘは，南九州税理士会を相手に，この会費の納入義務がないことの確認と損害賠償を求めた。

・判旨

「税理士会が…強制加入の団体であ」ることから，「会員に要請される協力義務にも，おのずから限界がある」。

「特に，政党など…に対して金員の寄付をするかどうかは，選挙における投票の自由と表裏を成すものとして，会員各人が市民としての個人的な政治的思想，見解，判断等に基づいて自主的に決定すべき事柄であるというべきである」とし，「構成員にその協力を義務付けることはできない」とした。

判例＜最判平14. 4. 25 ㊁（群馬司法書士会事件）＞

・事案

阪神大震災により被災した兵庫県の司法書士会・司法書士の復興を支援するため義援金を送る旨の群馬県司法書士会の決議に基づき特別負担金の納付を要求された司法書士が，決議の無効を争った。

・判旨

「本件についてみると，…会員に社会通念上過大な負担を課するものではないのであるから，本件負担金の徴収について，公序良俗に反するなど会員の協力義務を否定すべき特段の事情があるとは認められない」とした。

本件寄付の目的は，司法書士の業務の円滑な遂行による震災による損害からの公的機能の回復に資することにあり，司法書士会の目的の範囲を逸脱するものではないからである。

4. 未成年者

(1) 人権享有主体性

日本国民であり，当然に人権享有主体である。

(2) 憲法・法律による制約

選挙権（憲法15条1項，3項），財産・身分法上の法定代理人の関与（民法5条），飲酒・喫煙の禁止等の制約はある。

(3) 人権制約の許される根拠・程度

未成年者に対する特別な制約は，人格的自律が未だ完全でない未成年者が誤った判断により自らを傷つけるのを防ぐことを目的としてなされる。

これは，自己加害防止目的であり，パターナリスティックな制約である。

第２節　基本的人権の保障の限界

Ⅰ　人権と公共の福祉

【人権保障は無制限？】

人権は，「人間であれば誰もが当然に有する，侵してはならない権利」ですが，無制限に保障されるわけではありません。たとえば，「表現の自由」というものがありますが，私が夜中の 3 時にみなさんの家の前で，拡声器を使って「増税反対！！」と叫んでいたら，迷惑ですよね？この場合に，「私には表現の自由があるため，拡声器で叫ぶ行動を制約できない」ということにはなりません。それが，「公共の福祉」による制約です。人間は 1 人で生きているわけではないので，人権同士がぶつかるのです。よって，「人権は，たしかに最大限保障されるべき権利であるが，他の人に迷惑をかけてはならない」ということになります。

憲法には，「公共の福祉」という文言は，以下の 4 つの条文にしかない。

憲法１２条

この憲法が国民に保障する自由及び権利は，国民の不断の努力によつて，これを保持しなければならない。又，国民は，これを濫用してはならないのであつて，常に公共の福祉のためにこれを利用する責任を負ふ。

憲法１３条

すべて国民は，個人として尊重される。生命，自由及び幸福追求に対する国民の権利については，公共の福祉に反しない限り，立法その他の国政の上で，最大の尊重を必要とする。

憲法２２条

1　何人も，公共の福祉に反しない限り，居住，移転及び職業選択の自由を有する。
2　何人も，外国に移住し，又は国籍を離脱する自由を侵されない。

憲法２９条

1　財産権は，これを侵してはならない。
2　財産権の内容は，公共の福祉に適合するやうに，法律でこれを定める。
3　私有財産は，正当な補償の下に，これを公共のために用ひることができる。

日本国憲法は，基本的人権が「公共の福祉」によって制約されることを予想させる条文を人権規定の総則的部分に置きつつ（憲法12条後段，13条後段），他方，人権規定の各則部分では，憲法22条1項及び憲法29条2項のみ「公共の福祉」の文言を用いている。憲法22条及び憲法29条は，経済的自由に関する条文である。そこで，この点の理解の仕方（公共の福祉による人権の制約がどこまで及ぶか）が問題となる。

学説	内容	批判
一元的 外在制約説	憲法12条，13条の「公共の福祉」は，人権の外にあって，それを制約できる一般的な原理である。憲法22条1項，29条2項の「公共の福祉」に格別の意味はない。 憲法13条は，基本的人権について，「公共の福祉に反しない限り，立法その他の国政の上で，最大の尊重を必要とする」と定め，人権にも限界があることを示しているので，憲法13条に法的意味を認めることができる。	法律による人権制約が容易に肯定されかねず，結局，明治憲法下の「法律の留保」付の人権保障（※1）と同じになってしまう。
内在・外在 二元的制約説	「公共の福祉」による人権制約が認められる人権は，その旨が明文で示されている経済的自由権（憲法22条1項，29条2項）と国家の積極的施策により実現される社会権（憲法25条～28条）のみである。これ以外の自由権は，人権の性質上当然に伴う内在的制約に服するにとどまる。憲法12条，13条は訓示・倫理的規定であり，憲法13条の「公共の福祉」は人権制約の根拠とはならない。	①自由権と社会権の区別が相対的であることを無視している。 ②憲法13条を倫理的規定にすぎないとすると，憲法13条が新たな人権（※2）を基礎づける包括的な人権規定と解釈できなくなる（憲法13条が根拠である新たな人権の存在根拠がなくなる）。
一元的 内在制約説 （通説）	「公共の福祉」は人権相互間の矛盾・衝突を調整するための実質的公平の原理であり，すべての人権に論理必然的に内在しており，すべての人権を制約する原理として働く。そして，自由権を他人との関係で制約する場合には必要最小限度の規制原理として（自由国家的公共の福祉），社会権を実質的に保障するために自由権を規制する場合には必要な限度の制約原理として（社会国家的公共の福祉）働く。	人権の限界についての判断基準として「必要最小限度」，「必要な限度」では抽象的すぎる。具体的基準の確定を判例の集積に委ねてしまうのでは，実質的に一元的外在制約説と大差ない結論となる。

※1 明治憲法では，「法律の範囲内で…自由を有する」というように，人権を保障してはいたものの，法律の根拠がありさえすれば人権を制限できる旨の規定が置かれていた。

※2 従来の憲法の人権規定にはなかったような権利のこと。

ex. プライバシー権，肖像権

【一元的外在制約説】

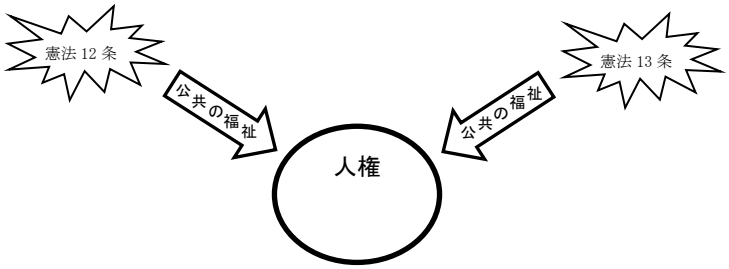

【内在・外在二元的制約説】

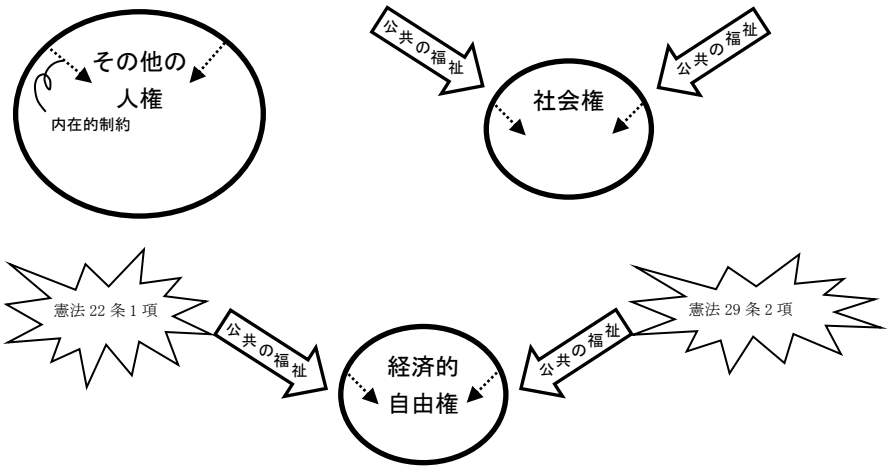

【一元的内在制約説】

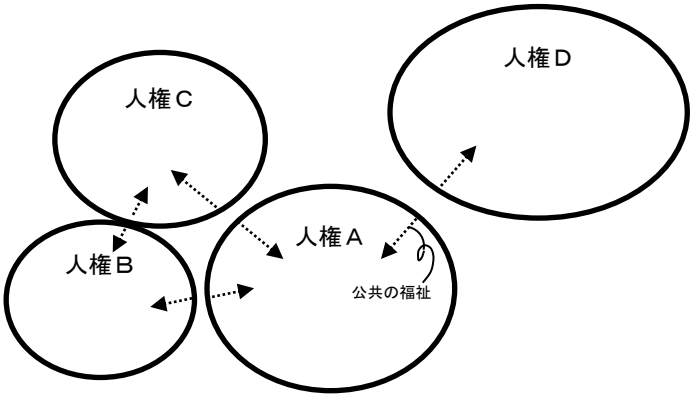

Ⅱ　特別な法律関係における人権保障の限界

1　修正された特別権力関係論

修正された特別権力関係論とは，ある特別の権力関係において，公権力が私人の人権を制限するには，人権規定が原則として適用されることを前提に，①特別権力関係が私人の同意に基づいて成立した場合等を除いて，法律の根拠が必要であり，②その制限は必要かつ合理的な範囲内にとどまらなければならず，③公権力の違法な措置については司法審査が及ぶというものである。

それに対して，「特別権力関係論」自体を認めない考え方もある。

なお，どちらの考え方であっても，「公務員」や「刑事収容施設の被収容者」の人権には，一定の制約がかかる。

2　公務員の政治活動の自由の制限

（設例）

判事補Ｘは，組織的犯罪対策法案に反対する集会に参加し，「仮に反対の立場で発言しても，裁判所法に定める積極的な政治運動に当たるとは考えないが，パネリストとしての発言は辞退する」と発言した。Ｘはこうした言動について戒告処分を受けた。この処分は憲法に反しないか？

1.　現行法

国家公務員法102条等で，公務員の政治的行為が制限されている。

2.　公務員の政治活動の自由の制限の根拠・程度

判例＜最大判昭49. 11. 6 ◎（猿払（さるふつ）事件）＞

・事案

北海道猿払村の郵便局員Ｘは（郵便局の民営化前），勤務時間外に，衆議院議員選挙の社会党の選挙用ポスターを公営掲示場に掲示したほか，他の人に依頼して配布した。これらの行為が，国家公務員法102条1項（選挙権の行使を除き人事院規則で定める政治的行為の禁止）及び人事院規則14-7に違反するとして，国家公務員法110条1項19号の罰則を適用された。

・判旨

国家公務員法102条について以下の事項を検討した上で，合憲とした。

①禁止の目的が正当か

→行政の中立的運営を確保し，これに対する国民の信頼を維持するためであり正当である。

②禁止の目的と禁止の手段との間に合理的関連性があるか

→合理的関連性がある。

③禁止により得られる利益と失われる利益が均衡を失していないか

→内包される意見表明そのものの制約をねらいとしてではなく，その行動のもたらす弊害の防止をねらいとして禁止するものであり，単に行動の禁止に伴う限度での間接的，付随的な制約に過ぎない。

※公務員の政治活動の一律全面禁止の合憲性審査基準として示された基準である。

判例＜最大決平10. 12. 1 ㋥（寺西判事補戒告事件）＞

・事案

仙台地裁の判事補Ｘは，組織的犯罪対策法案に反対する集会に参加し，「仮に反対の立場で発言しても，裁判所法に定める積極的な政治運動に当たるとは考えないが，パネリストとしての発言は辞退する」と発言した。こうしたＸの言動についてなされた戒告処分をＸが争った事件。

・決定要旨

裁判官が「積極的に政治運動に参加すること」を禁止する裁判所法52条1号について以下の事項を検討した上で，戒告処分を合憲とした。

①禁止の目的が正当か

→裁判官の独立及び中立・公正を確保し，裁判に対する国民の信頼を維持するとともに，三権分立主義の下における司法と立法，行政とのあるべき関係を規律するという目的は，正当である。

②禁止の目的と禁止の手段との間に合理的関連性があるか

→合理的関連性がある。

③禁止により得られる利益と失われる利益が均衡を失していないか

→内包される意見表明そのものの制約をねらいとしてではなく，その行動のもたらす弊害の防止をねらいとして禁止するものであり，意見表明の自由が制約されるが，それは単に行動の禁止に伴う限度での間接的，付随的な制約に過ぎない。他方，禁止により得られる利益は，裁判官の独立及び中立・公正を確保し，裁判に対する国民の信頼を維持するなどであるから，得られる利益がより重要であり，利益の均衡を失していない。

判事補：裁判官の官名の一種。裁判官に任官等してから 10 年未満の者が就き，原則として 1 人で裁判をすることができない等の制約がある（裁判所法 27 条 1 項）。

3 刑事収容施設の被収容者の人権

（設例）

(1) 未決拘留により拘禁されている者に対し喫煙を禁止することは，憲法 13 条の趣旨に反しないか？

(2) 起訴勾留中のＸは拘置所内でＡ新聞を定期購読していたが，拘置所所長は，拘置所内の秩序維持を理由にＡ新聞の記事の一部を黒く塗りつぶした。当該行為は，憲法 21 条に違反しないか？

1. 刑事収容施設の被収容者の人権への制約を正当化する根拠

刑事収容者の人権制限の根拠は，憲法が刑事収容関係の存在と自律性を憲法秩序の構成要素として認めていること（憲法18条・31条参照）に求められる。

2. 未決拘禁者（被疑者と被告人）に対する制約

有罪判決があるまで無罪推定を受ける点で，既決受刑者と異なる。よって，刑事収容目的も，拘禁と戒護，すなわち，逃亡・罪証隠滅の防止，暴行・自他殺傷の防止，構内・房内の秩序維持等に限られる。

(1) 喫煙の権利

判例＜最大判昭45. 9. 16 ◎＞

・事案

未決拘禁者が喫煙を禁止されたことにつき，旧監獄法施行規則96条の違憲無効確認と国家賠償法1条に基づく損害賠償を求めた。

・判旨

喫煙の自由は，憲法13条の保障する基本的人権の一に含まれるとしても，あらゆる時，所において保障されなければならないものではない。

未決拘留の目的は逃走又は罪証隠滅の防止であり，そのための必要かつ合理的な制限は許される。

そして，喫煙を許すと，罪証隠滅及び火災発生による被拘禁者の逃亡のおそれがあり，拘留の目的を達することができない。

他方，タバコは生活必需品ではない。

したがって，喫煙の禁止は必要かつ合理的な制限であり，憲法13条に反しない。

(2) 知る権利

判例＜最大判昭58. 6. 22 ◎（よど号ハイジャック記事抹消事件）＞

・事案

起訴勾留されていたＸは，拘置所内で某新聞を定期購読していた。ところが，拘置所所長は，その新聞のよど号ハイジャック事件（赤軍が起こした事件）の記事が旧監獄法令にいう「犯罪の手段，方法等を詳細に伝えた

被疑者：犯罪の嫌疑を受け，捜査の対象になっているが，公訴を提起されていない者

被告人：罪を犯した者として，公訴を提起されている者

もの」に当たるとして，墨で全面的に塗りつぶしてからＸに配布した。

そこで，Ｘはかかる抹消処分は「知る権利」を侵害し，憲法19条，21条に反するとして国家賠償請求訴訟を提起した。

・判旨

新聞等の閲読の自由は，憲法19条，21条の派生原理として憲法上保障され，その保障は未決拘禁者にも及ぶが，拘禁目的達成及び監獄の規律・秩序の維持の必要性からの制約を受ける。未決「拘禁者の新聞紙，図書等の閲読の自由…の制限が許される…には，」未決「拘禁者の性向，行状，監獄内の管理，保安の状況，当該新聞紙，図書等の内容その他の具体的事情のもとにおいて，その閲読を許すことにより監獄内の規律及び秩序の維持上放置することのできない程度の障害が生ずる相当の蓋然性があると認められることが必要であり，かつ，その場合においても，右の制限の程度は，右の障害発生の防止のために必要かつ合理的な範囲にとどまるべきものと解するのが相当である」。

そして，本件の抹消処分は合理的な根拠があるとして，適法とした。

Ⅲ　私人間における人権の保障と限界

【憲法を守るのは国家だけ？】

初めに，「憲法は，原則として国民ではなく国家が守るべきものである」と申し上げました。それは，国家権力という非常に強力な力によって不当に国民の人権が侵害されることを防ぐためです。しかし，現代社会においては，国家以外のものも強力な力を持ち，国民の人権を侵害することがあります。たとえば，大企業とその企業の従業員との関係を考えてみると，たしかに，どちらも私人ではありますが，明らかに力関係が異なります。そこで，「私人間においても憲法を適用すべきではないか？」という考えが出てきます。それが，ここで扱う問題です。

1　私人間への直接適用があらかじめ予定されている条文

憲法には，私人間への直接適用があらかじめ予定されている条文もある。例えば，以下の条文は，私人間に直接適用される。

・憲法18条（奴隷的拘束及び苦役からの自由）

・憲法28条（労働者の団結権・団体交渉権・団体行動権）

問題となるのは，私人間への直接適用があらかじめ予定されているとはいえない条文である。

2　憲法規定の私人間適用の可否

（設例）

定年の年齢を男子は 60 歳，女子は 55 歳と定める会社の就業規則は，性別による不当な差別を定めたものとして無効であるとするために，憲法（14 条等）の規定を直接適用することはできるか？

憲法の人権規定が，私人間にどのように適用されるかについて争いがある。

	結論・理由	批判
直接適用説	一定の人権規定（自由権ないし平等権あるいは制度的保障）は，私人間にも直接効力を有する。 （理由） 人権は，個人の尊厳を中核に自然権思想を背景として実定化されたもので，その価値は実定法秩序の最高の価値であり，公法私法を包括した全法秩序の基本原則であって，すべての法領域に妥当すべきものである。	①直接適用を広く認めると，かえって市民社会の基本原則たる私的自治が害されてしまう。 ②基本的人権の本質である「国家からの自由」に真っ向から対立してしまう。
間接適用説（判例・通説）	規定の趣旨・目的ないし法文から直接的な私人間効力を有すると解される人権規定を除いた人権（自由権ないし平等権）については，私法上の一般条項（ex. 民法90条）又は不確定概念（ex. 民法709条）の解釈適用の中に憲法の趣旨を取り込んで，間接的に私人間の行為を規律すべきである。 （理由） 直接適用説に対する疑問点を払拭しつつ，公法（公権）と私法（私権）との二元性と私的自治の原則を尊重しながら，人権規定の効力拡張の要請を満たす法的構成を試みることが望ましい。	①一般条項への意味充填解釈のやり方次第で，実質的に直接適用説にも非適用説（無効力説）にもなり得る。振幅が大きく，法的安定性・予測可能性を害する。 ②純然たる事実行為（※）による人権侵害への救済が不十分である（法律行為ではないから，民法等を適用しにくい）。
非適用説（無効力説）	特段の定めのある場合を除いて，人権規定は，私人間では適用されない。 （理由） 憲法はあくまで国家対国民の関係を規律するものである。	巨大な私的団体による人権侵害行為に対応できない。

※純然たる事実行為の具体例

ex1. 外国人だから無視する。

ex2. レストランを経営している私人が，人種を理由に利用を拒否する行為。

判例＜最大判昭48. 12. 12 ㋮（三菱樹脂事件）＞

・事案

三菱樹脂株式会社に試用期間を設けて雇用されたXは，在学中の学生運動歴について入社試験の際に虚偽申告したという理由で，試用期間終了時に本採用を拒否された。そこでXは，応募者に政治的思想・信条に関係ある事項を申告させることは許されないとして，地位の確認等を求めて訴えを提起した。

・判旨

間接適用説に立ちつつ，企業者は，経済活動の一環として契約締結の自由を有し，営業のためにいかなる者をどのような条件下で雇用するかにつき原則として自由であり（憲法22条，29条），「企業者が特定の思想，信条を有する者をそのゆえをもつて雇い入れることを拒んでも」当然に違法ではないとした。従って，企業者が「労働者の採否決定にあたり，労働者の思想，信条を調査し，そのためその者からこれに関連する事項についての申告を求めることも」違法ではないとした。

判例＜最判昭49. 7. 19 ㋮（昭和女子大事件）＞

・事案

無許可で学外の政治団体に加入したこと等により「生活要録」規定違反で自宅謹慎を申し渡された学生が，なおマスコミに大学の取調べの実情を公表したりしたため，退学処分を受けた。そこで「生活要録」が憲法19条，21条に反するとして，学生の地位確認の訴えを起こした。

・判旨

間接適用説に立つことを明示しながら，大学は「学生の教育と学術の研究を目的とする公共的な施設」で，「学生を規律する包括的権能を有する」が，その権能も無制限なものではなく，「在学関係設定の目的と関連し，かつ，その内容が社会通念に照らして合理的と認められる範囲においてのみ是認されるものである」とし，本件「生活要録」は「同大学が学生の思想の穏健中正を標榜する保守的傾向の私立学校であることをも勘案すれば」不合理なものと断定できず，退学処分も未だ裁量権の範囲内であり違法ではない，とした。

判例＜最判昭56. 3. 24 ㋮（日産自動車女子若年定年制事件）＞

・事案

定年年齢を男子60歳，女子55歳と定める会社の就業規則の効力が争われた。

・判旨

間接適用説に立ち，「就業規則中女子の定年年齢を男子より低く定めた部分は，専ら女子であることのみを理由として差別したことに帰着するものであり，性別のみによる不合理な差別を定めたものとして民法90条の規定により無効である」とした。

第２章　包括的基本権

第１節　幸福追求権

憲法１３条

すべて国民は，個人として尊重される。生命，自由及び幸福追求に対する国民の権利については，公共の福祉に反しない限り，立法その他の国政の上で，最大の尊重を必要とする。

憲法13条は，生命，自由及び幸福追求権（一般に略して「幸福追求権」と呼ばれる）という権利を認めている。これはいかにも漠然とした権利だが，この権利によって憲法14条以下の人権カタログに含まれない「新しい人権」を認めようとする見解が有力に唱えられており，その意味で重要な権利である。憲法は1946年に制定されたが，社会の進展に伴い，新たな利益の侵害・抑圧の状況が生じてきた諸権利がある。これらの権利について，憲法の保障が及ぶのかが問題となる。

1　具体的権利性の有無

幸福追求権の具体的権利性の有無は，以上のような背景において主張されるようになった権利が侵された場合に，憲法に基づき裁判上の救済を受けることができるかという問題である。

通説は，幸福追求権は具体的権利を保障したものであるとする（判例も，肯定している）。

（理由）

①憲法の人権宣言のカタログ（主に憲法第3章に規定されている）は，歴史的に認められた重要性のあるものを列挙したにとどまり，人権がそれに尽きるという趣旨ではない。

②憲法制定当時は予想もしなかった法益侵害が，社会の進歩・複雑化に伴って生じてきており，これを憲法上の権利とみて救済する必要がある（時代によって，人権の内容にも変化がある）。

2　幸福追求権から導き出される人権の範囲

個人の人格的生存に不可欠な利益に限られると考えられている（人格的利益説）。

なぜなら，幸福追求権の範囲を無限定に広げると，人権のインフレ化を招き，人権の名にふさわしくない権利までも憲法上保障されることになりかねないため，内容自体を限定することが望ましいからである。

3 幸福追求権の具体的内容

環境権，日照権，眺望権，情報権，健康権，アクセス権，プライバシー権，嫌煙(けんえん)権等，これまで多くの「新しい人権」が主張されてきた。このうち，判例で認められたものとして，プライバシー権等がある。肖像権も実質的に判例が認めたといえる。

1. プライバシー権

（設例）
Ａ区長は，Ｂ弁護士会の照会に対して，Ｘの前科を回答した。当該Ａ区長の行為は違法か？

プライバシー権は，「一人で放っておいてもらう権利」（静穏のプライバシー権）としてアメリカの判例で形成され，わが国では「宴のあと」事件判決（東京地判昭39.9.28 ㊁）が「私生活をみだりに公開されないという法的保障ないし権利」と定義してその権利性を承認した。

なお，現在は，プライバシー権は，「自己に関する情報をコントロールする権利（情報プライバシー権）に加え，個人の自己決定権（人格プライバシー）をも含む」とする説もあり，争いのあるところである。

裁判例＜東京地判昭39.9.28 ㊁（「宴のあと」事件）＞

・事案

東京都知事選に立候補して落選したＸ（や離婚した妻）をモデルとする小説が，Ｘのプライバシーを侵害するとして（性生活まで描写されていた），Ｘが著者（三島由紀夫）及び出版社を相手に謝罪広告と損害賠償を請求して訴えを提起した。

・判旨

裁判所は，公開された内容が，以下の要件を満たす場合にはプライバシー侵害に当たるとした。

①公開された内容が私生活上の事実又は私生活上の事実と受け取られるおそれがあること

②一般人の感受性を基準として当該私人の立場に立った場合，公開を欲しないであろうと認められる事柄であること

③一般の人々に未だ知られていない事柄であること

そして，本件は，これに当てはまると判断した。

判例＜最判昭56. 4. 14 ㊁（前科照会事件）＞

・事案

弁護士が，弁護士会を通じて個人の前科及び犯罪歴について区役所に照会したところ，区長がこれに応じてその者の前科を回答したため，プライバシー権の侵害に当たるのではないかが争われた。

・判旨

「前科及び犯罪経歴…は，人の名誉，信用に直接にかかわる事項であり，前科等のある者もこれをみだりに公開されないという法律上の保護に値する利益を有する」。「市区町村長が漫然と弁護士会の照会に応じ，…前科等のすべてを報告することは，公権力の違法な行使にあたる」。

前科等は，特に他人に知られたくないことである。

判例＜最判平7. 12. 15 ㊁（指紋押捺拒否事件）＞

・事案

旧外国人登録法の定める3年ごとの確認申請時の指紋押捺制度は，憲法13条，14条，19条に違反するかが争われた。

・判旨

「指紋は，…性質上万人不同性，終生不変性をもつので，採取された指紋の利用方法次第では個人の私生活あるいはプライバシーが侵害される危険性がある」。したがって，憲法13条により，「何人もみだりに指紋の押なつを強制されない自由を有するものというべきであり，国家機関が正当な理由もなく指紋の押なつを強制することは，同条の趣旨に反して許されず，また，右の自由の保障は我が国に在留する外国人にも等しく及ぶと解される」。しかし，その自由は，公共の福祉のため必要がある場合には相当の制限を受ける。指紋押捺制度には，合理的な目的，必要性，相当性が認められ，外国人については戸籍制度がなく，日本人とは社会的事実関係上の差異があり，その取扱いの差異には合理的根拠があるので，指紋押捺制度は憲法に違反しない。

※なお，現在は，指紋押捺制度は廃止されている。

判例＜最判平9. 11. 17＞

・事案

外国人に対し，外国人登録原票に登録した事項の確認の申請を義務付ける旧外国人登録法の規定の合憲性が争われた。

・判旨

外国人に対し，外国人登録原票に登録した事項の確認の申請を義務付ける制度（登録事項確認制度）を定めた旧外国人登録法の規定は，「本邦に在留する外国人の居住関係及び身分関係を明確ならしめ，もって在留外国人の公正な管理に資するという行政目的を達成するため，外国人登録原票

の登録事項の正確性を維持，確保する必要から設けられたものであって，その立法目的には十分な合理性があり，かつ，必要性も肯定することができる。そして，右法条により確認を求められる事項は，職業，勤務所等の情報を含むものであるが，いずれも人の人格，思想，信条，良心等の内心に関わる情報とはいえず，同制度は，申請者に過度の負担を強いるものではなく，一般的に許容される限度を超えない相当なものであると認められる。」として，「立法目的の合理性，制度の必要性，相当性が認められる登録事項確認制度は，公共の福祉の要請に基づくものであって，同制度を定めた規定は，同制度憲法13条に違反しない。」としている。

2. 肖像権

（設例）
警察官が正当な理由もないのに個人の容貌を撮影することは，憲法13条に違反しないか？

憲法13条は，国民の私生活上の自由が，国家権力に対しても保護されるべきことを規定しているといえる。そして，その私生活上の自由として，承諾なしにみだりに容貌等を撮影されない自由を国民は有しているといえる。

したがって，正当な理由のない国民の容貌等の撮影は，憲法13条に反し，許されないことになる。

判例＜最大判昭44. 12. 24 ㊫（京都府学連事件）＞

・事案

違法なデモ行進をしたため警察官に写真を撮影されたデモ隊員は，この警察官に障害を負わせ，傷害罪・公務執行妨害罪で起訴された。デモ隊員は，肖像権の侵害として警察官が写真を撮影した行為の適法性を争った。

・判旨

「個人の私生活上の自由の一つとして，何人も，その承諾なしに，みだりにその容ぼう・姿態…を撮影されない自由を有する」。「これを肖像権と称するかどうかは別として，少なくとも，警察官が，正当な理由もないのに，個人の容ぼう等を撮影することは，憲法13条の趣旨に反し，許されない」。しかしながら，個人の有するこの自由も無制限ではなく，公共の福祉のため必要がある場合には，相当の制約を受ける。そして，以下の要件を満たす場合には，撮影される本人の同意がなく，また裁判官の令状がなくても，警察官による容ぼう等の撮影が許される。

①現に犯行が行われ，若しくは行われたのち間がないと認められること
②証拠保全の必要性・緊急性があること
③撮影が一般的に許容される限度を超えない相当な方法をもって行われること

本件写真撮影は，①現に犯罪が行われていると認められる場合になされたものであり，②多数の者が参加し刻々と状況が変化する集団行動の性質から，証拠保全の必要性・緊急性が認められ，③道路中央を歩行している被告人を当該通りの歩道上から撮影したものであり，その方法も一般的に許容される限度をこえない相当なものであったと認められるから，警察官の行為は適法な職務行為であり，憲法に違反しない。

3. 自己決定権

自己決定権とは，個人が一定の私的事項について，公権力による干渉を受けずに自ら決定する権利である。

例えば，これまでに治療拒否，安楽死，自殺等が認められるかが，自己決定権の問題として議論されてきた。

判例＜最判平12.2.29 ㋕（エホバの証人輸血拒否事件）＞

・事案

エホバの証人（宗教）の信者が宗教上の信念から輸血を拒否したにもかかわらず，医師は「輸血以外に救命手段がない場合には輸血する」という方針を説明せずに手術を開始し，医師の判断で一方的に輸血され，精神的苦痛を受けたとして，信者が病院に対して損害賠償を請求した。

・判旨

「患者が，輸血を受けることは自己の宗教上の信念に反するとして，輸血を伴う医療行為を拒否するとの明確な意思を有している場合，このような意思決定をする権利は，人格権の一内容として尊重されなければならない」と判示した上で，医師は輸血以外に救命手段がない事態が生じた場合には輸血するとの方針を採っていることを患者に説明し，その治療を受けるか否かを患者自身の意思決定に委ねるべきとした。そして，その説明を怠った場合には患者の意思決定をする権利を奪い，患者の人格権を侵害することになるとした。

本判例は，自己決定権の侵害を理由に損害賠償請求を認めたが，「自己決定権」が憲法上の人権であると認めたわけではない。自己決定権が憲法上の人権であると真正面から認めた判例はない。

第２節　法の下の平等

憲法１４条

１　すべて国民は，法の下に平等であつて，人種，信条，性別，社会的身分又は門地により，政治的，経済的又は社会的関係において，差別されない。

1　「法の下の平等」の意味

1.　「平等」の意味

（設例）

憲法 14 条を根拠に，すべての国民の収入を平等とすることを求めることができるか？

(1) 総説

憲法14条1項の「平等」とは，どのような意味で用いられているのだろうか。人間は，能力や財産等，各人によって異なる。このような差異を無視して，ただ等しい扱いをすればよいか。それとも，異なる人は異なる扱いをして結果的に等しい状態を作り出すべきなのかが問題となる。

(2) 形式的平等と実質的平等

憲法には形式的平等と実質的平等の両方の要請が含まれているが，憲法14条1項の規定は，一義的に形式的平等を保障したものと解されている。

	形式的平等（機会の平等）⟶	⟵ 実質的平等（結果の平等）
意義	各人の自由な活動の機会を保障する。	社会的・経済的弱者に対して，より厚く保護を与え，それによって他の国民と同等の自由と生存を保障する。
結論	現実の様々な差異を捨象して（捨て去って）原則的に一律均等に取り扱う。	現実の差異に着目してその格差是正を行い，配分ないし結果の均等まで求める。
理由	形式的平等の方が自由の理念と調和する。	資本主義の進展に伴って生じた富の偏在，労働者の貧困，失業等の重大な社会問題に対処する必要がある。

(3) 相対的平等と絶対的平等

憲法14条1項の「平等」が，一義的に形式的平等を保障するものだとしても，その取扱いを絶対的平等とするのか，相対的平等とするのかで争いがある。

	相対的平等（通説）	絶対的平等
意義	各個人の違いを考慮に入れて，同一の事情・条件の下においては均等に取り扱う。	事実上の差異にかかわらず，機械的に均一に取り扱う。
結論	異なった取扱いがなされていても，それに合理的な理由がある場合には違憲とはならず，合理的理由がない場合に初めて不合理な差別として違憲となる。 ex. 女性にだけ産休を認めることは違憲とはならない。	差別を絶対的に禁止する。 ex. 男性にも産休を認めないと違憲となる。
理由	各個人には事実上の差異が存在するのであるから，これらを完全に無視して平等に取り扱っても，かえって不合理な結果を生ずることになり得る)。	人間はその価値において対等である。

2. 「法の下」の意味

法の下の平等は，立法者をも拘束するか（立法段階でも平等が必要か)。

これは，憲法14条1項にいう「法の下」の平等とは，法適用の平等のことに限られるか，法の内容それ自体についての平等を含むかという問題である。

	立法者拘束説（通説）	立法者非拘束説
内容	法の下の平等の原理は立法作用を含めて一切の国家機関を拘束するのであって，法適用の平等のみならず法そのものの平等，すなわち，法の内容それ自体についての平等をも含む。 →立法，行政，司法を拘束する	法の下の平等とは法の適用の平等と解すべきであり，立法者を拘束するものではない。 →行政，司法のみを拘束する

	立法者拘束説（通説）	立法者非拘束説
理由	法の内容に不平等な取扱いが定められていれば，いかにそれを平等に適用しても，平等の保障は実現されず，個人尊厳の原理が無意味に帰する。	「法の下」の平等という，条文の文言を重視すべきである。

2 憲法14条1項後段の列挙事項の意味

憲法14条1項後段は，差別禁止事項として，人種，信条，性別，社会的身分又は門地を掲げるが，憲法14条によって差別が禁止されるのは，これらの事項に限定されるものではない。

それでは，憲法14条1項後段の列挙事項はどのような意味をもつか。

例示説（最大判昭48.4.4等）	列挙事項に何らかの意味を認める説
憲法14条1項後段列挙事項を，単なる例示にすぎないとする説。 この説は，後段列挙事項についても，「合理的区別」は認められるとする。	← 憲法14条1項後段が歴史的に差別事由となってきた事項を列挙していることに意味を認め，これらは原則として差別が禁止される事項であるとする。

判例＜最大判昭48.4.4 ㊇（尊属殺重罰規定違憲判決）＞

・事案

実父に，子供を5人産まされるなど夫婦同様の関係を強いられてきた被告人が，虐待にたまりかねて実父を殺害し自首したという事件で，尊属殺について通常の殺人罪よりも重く，その法定刑が死刑及び無期懲役刑のみで減刑しても執行猶予をつけられない平成7年改正前刑法200条の合憲性が問題となった。

・判旨

刑法200条の「尊属に対する尊重報恩」の保護という立法目的は合理的であるが，刑の加重の程度が「立法目的達成のため必要な限度を遥かに超え」（尊属殺の法定刑は死刑又は無期懲役のみであった）「著しく不合理な差別的取扱いをするものと認められ，憲法14条1項に違反して無効である」と判示し，刑法199条の普通殺人罪の規定を適用した。

立法目的を違憲とする考え方を目的違憲説というが，判例はそれは採らず，目的は正当だが目的を達成するための手段が違憲であるという手段違憲説を採った。

※刑法200条は，平成7年刑法改正により削除された。